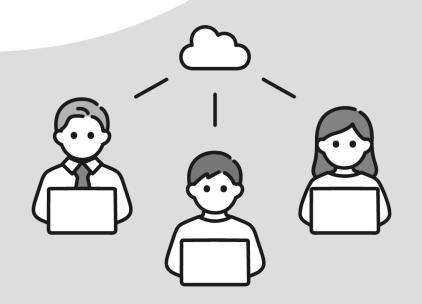
# NPO 法人の手続が

令和5(2023)年 4月から

# オンラインでできます

## 対象の手続

- ・設立の申請
- ・事業報告書等の提出
- ・役員変更の届出
- ・定款の変更など



## アカウントの登録が必要です

オンラインで手続をするには、アカウントの 登録、又は G ビズ ID が必要です

登録、手続は「NPO 法人ポータルサイト」から→

URL: https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login?



裏面もご覧ください→

【手続に関するお問合せ】

郡山市市民·NPO 活動推進課

電話:024-924-3471

メール: shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp

【システム操作に関するお問合せ】

内閣府サポートデスク TEL:0120-876-531

手続の困りごとは郡山市市民活動

サポートセンターにもご相談ください!

郡山市市民活動サポートセンター

電話: 024-924-3352

メール: ap@utsukushima-npo.jp

#### NPO 法人の手続がオンラインでできます

「NPO法人ポータルサイト」に「ウェブ報告システム」の機能が追加され、これまで郡山市に書面で提出していた申請・届出等が、令和5(2023)年4月1日から、オンラインでできるようになりました。なお、引き続き、書面による申請・届出等を行うことも可能です。

#### ウェブ報告システムの主な機能

☑アカウント管理	システムを利用して作成したアカウントのほか、GビズIDを利用することができます。
	操作権限を設定することにより、行政書士等がシステムを利用することも可能です。
図書類の作成、提出	ウェブ画面上の入力または専用ツールにより書類を作成することが可能です。
	※書類の郵送が別途必要な場合があります。
☑申請・届出履歴の確認	作成した書類はシステムに保存されるため、過去の提出書類を確認しながら書類を作成
	することが可能です。
☑問い合わせ機能	システムの操作に関して、システム内の問い合わせフォームを利用することにより、
	サポートデスクへ問い合わせることができます。

#### オンラインで手続を行うためにはアカウント登録が必要です

#### <ケース1 既にNPO法人を設立しており、新たにアカウント登録を行う場合>

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で「アカウントの新規登録」を選択し、必要事項を入力。
- ② 「法人利用申請」画面に必要事項を入力。
- ③ 法人の主たる事務所の住所に内閣府から「利用申請コード」が送付されるので、「法人利用申請」画面でコードを入力。
- ④ 登録完了!手続が利用できます。

#### 〈ケース2 現行のシステムで既にアカウントを登録している場合〉

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で現在のID・パスワードを入力しログイン。
- ② 不足している情報を追加で入力。
- ③ アカウント登録が更新され、手続が利用できます。

#### <ケース3 GビズIDを利用する場合>

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面でGビズID・パスワードを入力しログイン。
- ② 手続を行う法人を選択。
- ③ 不足している情報を追加で入力し、登録完了!手続が利用できます。

#### サポートセンターをご利用ください!

郡山市市民活動サポートセンターでは、オンライン手続の困りごとについて相談を受け付けています。 実際にパソコンを使ってレクチャーしてほしいなどのご相談がありましたら、是非ご連絡ください。

#### 関連リンク

郡山市ウェブサイト「NPO法人の手続がオンラインでできます」

URL:https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/33/67902.html



郡山市市民活動サポートセンター「NPO法人の手続がオンラインでできます」

URL:https://assistparkkoriyama.net/



URL:https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login?



